

2 法務

1 司法制度改革の推進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	法曹人口の大幅増員等 (司法制度改革推進本部、法務省)	<p>b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。</p> <p>また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。</p>	調査・検討	調査・研究・検討		<p>(司法制度改革推進本部、法務省)</p> <p>司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)並びに法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)により、平成16年度から法科大学院の制度を発足させることとするなど、新たな法曹養成制度の整備のための法改正を行った。</p>	法務 ア b
(2)	法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (司法制度改革推進本部、法務省)	平成18年度より実施される新司法試験においては、法科大学院を修了していない予備試験合格者であっても、法科大学院修了者と全く同じ条件で新司法試験を受験することができることを確保する。		措置済 (10月法案提出、11月成立、12月公布)	(17年12月施行)	<p>(司法制度改革推進本部、法務省)</p> <p>司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)並びに法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)により、平成16年度から法科大学院の制度を発足させることとするなど、新たな法曹養成制度の整備のための法改正を行った。</p> <p>予備試験は、法科大学院の修了者と同等の学識、能力等を有するかを判定するものであり、その合格者は、法科大学院修了者と同等の資格で平等に受験することができる制度設計としている。</p>	法務 ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	専門分野(知的財産権、国際企業法務、医療等)に通じた法律家の養成 (文部科学省)	<p>法科大学院の設置基準について、弁護士等の実務家が専任教員を兼務することを認め、また、必要修得単位93単位の中に、有用な実定法以外の科目を含める。こうした観点から、専門分野に通じた法律家を養成するため必要な場合には、必要専任教員数や必要修得単位数の引き下げも含めて対応策を検討し、適切な措置を採る。</p> <p>また、法科大学院の設置基準については、各法科大学院の判断で公認会計士、医師等の専門家を入学選抜試験で優遇することを可能とする基準とする。</p> <p>また、法学以外に専門を持たない法学部卒業者に関して必要に応じて法科大学院以外の大学院の科目の単位を取得するような指導も行いつつ、法学部出身者でない法学既修者に対しても、法学以外の学問を一定以上修得している法学部卒業者と同様に、2年での修了を積極的に認めるような運用がなされるようにするための措置を検討する。</p> <p>さらに、法科大学院への入学選抜に際しては、同一の大学法人が設置する大学の学部卒業者が優遇されたり、法学部又は法学科出身者の割合が過大になることのないよう、第三者評価による情報公開などを通じた実効的な措置を講ずる。</p>		一部措置済	逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>これまで『大学設置審査基準要綱細目』(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)により「弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者」は専任教員として扱うことができないこととしていたが、大学の設置審査の基準の準則化に伴い、この取扱いを廃止し、これらの者も専任教員となることを可能とした。</p> <p>法科大学院の設置基準の策定に当たって、実定法に限らない幅広い授業科目の開設を可能とし、「公認会計士や医師等の専門家を入学選抜で優遇する」ことも、法科大学院を設置する大学の自主的判断によって実施可能とすることとし、法学の基礎的素養を有していれば、大学の判断により法学部出身者でない者も2年での修了を積極的に認める運用を行うことを可能とした。(15年4月施行)</p> <p>学校教育法の改正により、専門職大学院に第三者評価を義務付けることとし、その評価結果を広く社会に公表することとした。(16年4月施行)</p>	法務 ア
(4)	法科大学院の設立等 (文部科学省)	<p>法科大学院の設立に関する制度設計については、必要な質を担保する客観的条件を満たす場合には設立を認めることとし、設立後は、市場の評価を通じた教育の質の改善ができるように、行政は正しく十分な情報公開を担保する措置を採る。</p>		一部措置済	逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院にかかる設置基準を含む専門職大学院の設置基準(15年4月施行)において、法曹養成の中核的教育機関としてふさわしい水準を担保するための最低の基準とし、基準を満たしたのものについては広く設置を認めるものとした。</p> <p>また、大学自らが、当該大学における教育研究活動等の状況を積極的に情報公開することとし、また、学校教育法の改正(16年4月施行)により、専門職大学院に第三者評価を義務付けることとし、その評価結果を広く社会に公表することとした。</p>	法務 ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
(6)	弁護士法第72条の見直し (司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)	<p>弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条については、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、その規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>なお、法律サービスの質的向上のためには、その担い手の増加を通じた競争の活性化が重要であるところ、非弁護士の法律事務の取扱等を禁止する弁護士法第72条については、非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、例えば、以下のような指摘も行われており、上記の検討はこれらの指摘があることも認識しつつ行う。</p> <p>弁護士法第72条ただし書において、弁護士法で別に定める場合を例外としているが、司法書士法(昭和25年法律第197号)など他の法律で例外が定められていることを踏まえ、これを改めるべき</p> <p>法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職種に限定しない)が行えるようにすべき、少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業所向けの法律サービスについては直ちに弁護士法第72条の例外とすべき</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすべき</p> <p>弁理士の訴訟代理権について、弁護士との共同との条件を撤廃すべき</p> <p>(第156回国会に関係法案提出(の指摘関係))</p>		遅くとも15年度末までに措置	法案提出(の指摘関係) 法案成立後、公布(の指摘関係)	(司法制度改革推進本部、法務省) 第156回国会に関係法案提出(の指摘関係)	法務 ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
(7)	弁護士業に係る規制緩和 (司法制度改革推進本部、法務省) (司法制度改革推進本部、法務省)	国際化時代の法的需要に対応するために、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を推進することは必須であるとの見地から、共同事業についての目的制限の撤廃等による自由化を実施し、外国法事務弁護士による雇用禁止規定については、これを撤廃すべきという指摘等があることも踏まえて見直しを実施する。また、これらの実施の際に弊害防止措置を設けるとしても、必要最小限のものとする。 (第156回国会に係る法案提出) また、弁護士法第30条第1項に規定する公務就任の制限及び同条第3項に規定する営業等の許可制について、届出制に移行することにより自由化すべく、早期に所定の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出 法案提出	法案成立後、公布 法案成立後、公布	(司法制度改革推進本部、法務省) 外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。 (司法制度改革推進本部、法務省) 第156回国会に係る法案提出。	法務 ア

2 投資事業有限責任組合制度（ベンチャー・キャピタル制度）の拡充

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
投資事業有限責任組合制度の拡充 （経済産業省）	我が国における事業資金供給の一層の拡大を図る観点から、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合について、その投資対象や投資事業範囲の拡充を図る。		一部措置 済 （12月施行） 検討	検討		<p>（経済産業省）</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行い、中小企業等投資事業有限責任組合（投資ファンド）の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、同組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資（信託受益権取得等のプロジェクトファイナンス）も可能とした。これらにより、新たな事業活動に挑戦する中小企業等のための資金調達方法の多様化を図ることとした（「中小企業挑戦支援法」が第155回臨時国会で11月15日に成立。平成15年12月16日より一部施行）。</p> <p>また、今第156回通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」において、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例として、一定の財務要件（債務超過企業等）を満たす企業の投資対象への追加、金銭債権の取得・保有事業の追加、投資先企業への融資事業の、補助的事業への追加等を講じている。これにより、投資事業有限責任組合制度を企業再生投資に活用することができ、企業再生ファンドによりリスクマネーの供給が可能になる。</p> <p>更に中小・ベンチャー企業、企業再生を目的とするものに限らない、多様なリスクマネーの供給を可能とするため、一般的な組織法制として投資事業全般を担うことができる有限責任組合制度の検討に着手している。</p>	法務 イ

4 産業再生法の改正（商法の特例措置）

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
産業再生法の改正 （経済産業省）	産業再編の加速化や事業の早期再生を迅速かつ円滑に進める観点から、取締役会決議し得る簡易合併や簡易分割等の範囲の拡大、企業合併における対価の柔軟化、認定計画に従って行われる現物出資時等に要する検査役調査の免除等、商法上の特例措置を講ずる。 （第156回国会に係る法案提出）		法案成立 後公布			（経済産業省） 改正産業再生法を平成15年4月9日に施行。本改正により、取締役会で決議し得る簡易合併や簡易分割等の範囲の拡大、企業合併における対価の柔軟化、認定計画に従って行われる現物出資時等に要する検査役調査の免除等、商法上の特例措置を講じた。	法務 イ21

6 インターネット等による公告制度の創設

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電子媒体による株式会社公告の実現 （法務省）	企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）】	法案成立、 公布	一部措置 済 （4月施行）	15年中に 法案提出		（法務省） 平成14年4月1日施行（決算公告についてののみ） なお、決算公告以外の公告事項については、平成15年中に電子媒体による公告を可能とするための商法改正法案提出予定。	法務 イ

7 会社法制の現代化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
商法の平仮名・口語化及び有限会社法制の抜本的見直し （法務省）	片仮名・文語体である商法を平仮名・口語体にする。また、有限会社を中心とする中小会社法制について、閉鎖的な会社の特質に見合ったものとする。 （平成17年を目途に法案提出）	検討	検討	検討		（法務省） 平成17年を目途に法案を提出するため、法務省内で検討中。	法務 イ22